

見附市移住支援金の交付申請に関する誓約事項

1 移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び見附市から調査を求められた場合には、それに応じます。

2 以下の場合には、見附市移住支援金交付要綱第8条の規定に基づき、速やかに見附市に報告し、移住支援金の全額又は半額を返還します。

(1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合：全額

(2) 移住支援金の申請日から3年未満に見附市以外の市区町村に転出した場合：全額

(3) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額

(4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に見附市以外の市区町村に転出した場合：  
半額

(就業の場合のみ)

(5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさず職を辞した場合：全額

(テレワークの場合)

(6) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさなくなった場合：半額

(関係人口の場合)

(7) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさなくなった場合：半額

3 移住支援金の支給を受けた後に実施される見附市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません。担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。